

報告書に係る新旧対照表

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
表紙				
1	—	中間報告書	最終報告書	【必然】
2	—	—	イラスト追加 ① 中央部=委員会の合議体 ② 下部=本市のまち	【意見 1 審議結果】 ・前提 基本的に執行機関で条文化の際、 ① 定義を設ける。 ② 言葉を柔らかくするなど留意する。 ・最終報告書 ① 定義の項目 ア 協働の意味 イ その他定義すべき用語及び簡易な意味 ② 初出の部分に注釈。
凡例				
3	—	4 <その他の意見>には、《方針》の内容には盛り込まなかつたものの、その項目の審議の際、当委員会の会議において出た意見を記載しています。	4 <その他の意見>には、《方針》の内容には盛り込まなかつたものの、当委員会の会議での意見や各主体から出た意見を記載しています。 なお、意見の後の括弧書きには、意見を出した主体名を記載しています。 (括弧書きがないものは、当委員会の会議での意見です。)	【提案】 委員会として審議した視点を明らかにするため
はじめに				
4	—	当市	本市	【提案】 字句の修正（当市、本市、弘前市を統一） 本=今問題にしているそのものの意。 <u>自分の属している意に用いることが多い。</u> 当=名詞に冠して、「その」、「この」、「今の」などの意を示す後。
5	—	最終報告書までの活動内容（略）	① 中間報告書提出後の具体的活動内容（略） ② 協力者への御礼（略）（新）	

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
	目次			
6	—	— ① 頁ずれの修正、② 項目名の変更 ③ 項目の追加 = 中間報告書の主な変更点及びその理由	【必然】 ①、② 内容変更に伴うもの ③ 当初の会議における決定事項	
	(裏)			
7	—	市民憲章の追加	【提案】前文にフレーズを取り込んでいるため	
	【I 自治基本条例の必要性】			
	1 必要性の有無/P 1 (最終報告書の頁番号)			
8	—			【意見2再審議】 審議保留としていたため(最後に第25回会議参考資料2 P 1の表を縦横視点で審議)
	2 その理由/P 1			
9	—			【意見3再審議】 意見2同様審議保留としていたため 注 再提案有
	【II 条例の題名、体系等】			
	1 題名/P 2			
10	—	— その他の意見の凡例追加(新)	【提案】 方針に反映していないということを明確にするため、表紙裏の凡例以外にも、初出部分に加えようとするもの	
11	その	a 協働を分かり易く・・・	a 協働を分かりやすく・・・	【必然】常用漢字外のため
12	注	(注) 本報告書は、諮問に対する中間報告書である・・・	(注) 本報告書は、諮問に対する答申(最終報告書)である・・・	【必然】
13	—	— 協働の用語の意義を注釈で追加(新)	【意見1審議結果】No.2の理由参照	
	2 体系/P 3			
14	方針		項目名の変更(略)	【必然】内容変更に伴うもの
15	その	・・・1つの括りとした・・・	・・・1つのくくりとした・・・	【必然】常用漢字外のため
	3 条文の形式(文体)/P 4			
16		新たな理由等に伴う変更なし		

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
	【III 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容】			
	1 前文/P 5			
17	方針			<p>【意見4再審議】</p> <p>次の内容で仮決定済だが、最後に審議⇒変更しない。</p> <p>理由 郷土愛は、あくまでも「まちづくりの担い手の育成」のためで、市外の人々にも郷土愛を育んでもらおうというものではない。</p> <p>また、市外の人々については、あくまで弘前のまちづくりをどうするのかという部分で、主体となる市内の人だけでなく、市外の人々の意見等を参考にしようとするもの。</p>
18	解説	・・・弘前市民憲章にある「あずましい・・・	・・・弘前市民憲章（※ 目次の裏の頁に掲載しています。）にある「あずましい・・・	<p>【提案】</p> <p>表紙の裏に市民憲章を掲載する場合、リンクさせるもの</p>
19	－	－	「コミュニティ」、「市民」等の用語の意義は、8頁定義に掲載している旨の注釈追加（新）	【意見1審議結果】No.2の理由参照
	2 総則/P 7			
	(1) 目的/P 7			
20	解説	<p>この項目では、この条例の内容やねらいを簡潔に表現し、この条例により目指すところ、条例制定による最終目的を伝えることが重要であると考えます。</p> <p>その内容については、前文や基本理念との整合性に十分配慮し、市民の幸せな暮らしを実現することとしています・・・</p>	<p>この項目では、この条例の内容やねらいを簡潔に表現し、この条例により目指すところ、条例制定による最終目的を伝えることが重要であると考えます。</p> <p>その最終目的については、前文や基本理念との整合性に十分配慮し、市民の幸せな暮らしを実現することとしています・・・</p>	<p>【提案】</p> <p>分かりやすくするため</p>

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
	(2) 定義/ P 8			
2 1	方針	具体的に定義すべき用語を指定することはしませんが、主体の「市民」＝「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。	主体の「市民」＝「市内に居住する全ての者」など、国語的又は社会通念上の解釈に比べ、当該用語の意味に広狭の幅があり、この条例の解釈上疑義が生じるおそれがあると思われる次に掲げるものについては、定義規定において、用語の意義を定めるべきであると考えます。 ① 協働 . . .	【意見 15~20 審議結果】 定義は、執行機関一任だが、協働の意味は、次に留意し定義する。 ① 協働の原則の内容を基本とするが、「全ての主体」＝市民・議会・執行機関 ② 初出の部分で注釈も付す。 ※ 意見 15イ「まちづくり」は定義せず、意見 19ア「市」のとらえ方は変更しない。 注1 定義する用語に過不足はないか。 (参考資料1のA、Bはいずれか選択) 注2 定義する用語の意義は、問題ないか。
2 2	解説	各主体の範囲、名称についても議論するなど、当委員会において、条例化に必要であると思われる内容は審議しましたが、その中のどの用語を定義規定に盛り込むかといった部分は、技術的な要素が多く含まれていることから、あえて指定せず、執行機関で作成する条例素案の審議の際に確認することとしています。 (参考) 各主体のイメージ図 (各主体の範囲は、13 頁3 主体とその役割等 (1) 主体に記載しています。) (イメージ図略：議会等、執行機関等)	この条例に関する事項を審議するに当たり、各主体の範囲や基本理念に位置付けている協働等の意義に関する議論は欠かせないことから、十分に議論し、この報告書を分かりやすくするためにも、その議論の結果を定義として盛り込んでいます。 今後、実際に条文化するに当たっても、その内容を分かりやすくするためには、この定義という項目は、非常に重要であると考えます。 (参考) 各主体のイメージ図 (各主体の範囲は、14 頁3 主体とその役割等 (1) 主体にも記載しています。) (イメージ図略：議会、執行機関)	【意見 15~20 審議結果の関連】 «方針»の変更に伴うもの
	(3) 条例の位置付け/ P 10			
2 3	方針	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないものとします。	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。	【意見 24 審議結果】 委員会としては、この条例を最高規範とするものではなく、各主体ができる限り尊重していくというものであることを明確にするため

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
24	キー	► 3 (中略) 趣旨を尊重しなければならない	► 3 (中略) 趣旨を尊重する	【意見 24 審議結果の関連】 『方針』の変更に伴うもの
25	解説	<p>a 『方針』ア 自治基本条例は、一般的に自治体の憲法、まちづくりの最高規範となるものであると言われていますが、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。</p> <p>b 『方針』イ及びウ この条例は、まちづくりの基本として位置付けるべきものであることから、市民等にあっては、まちづくりにおいて最大限にその趣旨、精神を尊重するように努め、市にあっては、条例、総合計画はもちろん、その他の各分野に関する計画など、行政運営全般において、常にこの条例の趣旨、精神を尊重すべきであると考えます。</p>	<p>a 『方針』ア 自治基本条例を最高規範として位置付けている自治体も見受けられますが、本市で制定しようとする条例は、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。</p> <p>b 『方針』イ及びウ この条例に基づくまちづくりを進めるためには、単に基本として位置付けるだけではなく、市民等にあっては、まちづくりにおいて最大限にその趣旨、精神を尊重するように努め、市にあっては、条例、総合計画はもちろん、その他の各分野に関する計画の策定等において、常にこの条例の趣旨、精神を尊重することが重要であると考えます。</p>	同上
		(4) 基本理念/P 1 1		
26		新たな理由等に伴う変更なし		
		(5) 基本原則/P 1 2		
27	方針	<p>④ 参加・環境づくりの原則 市民等にあっては、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努め、市にあっては、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加し易い環境づくりに努め、執行機関にあっては、必要に応じ、そのための支援を行うものとします。</p>	<p>④ 参加・環境づくりの原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めます。</li> <li>○ 市は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>○ 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うものとします。</li> </ul>	【意見 34 審議結果】 1文で記載するのではなく、分けて記載することで、分かりやすくするため

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
	3 主体とその役割等/P14			
	(1) 主体/P14			
28	方針	③ 子ども 市内に居住する小中高生	③ 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒	【意見43 審議結果】 簡潔かつ的確な表現とするため
29	解説	c 『方針』ア②  学生は、弘前の特性であり、まちづくりの主体として大いに期待できるため、主体として位置付けています。	c 『方針』ア②  市内外から通う学生の多さは、本市の特性であるとともに、学生自体、若く、各自様々な専門分野で学んでいるなど、多様な力を秘めており、特に個性的な主体であると考えます。  それらのことから、学生は、積極的にまちづくりにかかわって欲しいという期待を込め、市外から通う学生も含めて、主体として位置付けています。	【意見46 審議結果】 学生の範囲を特例としている理由を明確にするため
30	解説	e 「学生」と「子ども」は、年齢でくくるよりも、大学生、高校生等のくくり方の方がそれぞれの特殊性、役割をイメージし易いため、それらの用語としています。	e 「学生」と「子ども」は、年齢でくくるよりも、学校等のくくり方の方がそれぞれの特殊性、役割をイメージしやすいため、それらの用語としています。	【必然・提案】 方針③の変更に伴うもの
	(2) 主体の役割等/P16			
	ア 市民の役割/P16			
31	項目	市民の役割等	市民の役割	【必然】方針③の変更に伴うもの
32	方針	市民の役割等は、次の・・・(中略) ③ 安心安全に地域で暮らしていける権利を有すること。	市民の役割は、次の・・・(中略) ③ 地域において安心安全に暮らしていけるよう、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。	【意見53 審議結果】 権利は当然であり、その権利を持った上で、市民として何をすべきかを書いた方がいいため 注 意見53修正案「まずは」は削除

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
3 3	解説	d 『方針』③ 市民は、『方針』①及び②の役割だけでなく、安心安全に地域で暮らしていく権利を有しております、そのような環境を自らつくるということもありますが、そのようにすべきなのは、執行機関及び議会であると考えます。	d 『方針』③ 市民は、『方針』①及び②の役割だけでなく、安心安全に地域で暮らしていく権利を当然に有しておりますが、より一層の向上を図るためにには、市民として自らがその環境づくりに取り組むよう努めるという重要な役割があると考えます。	【意見 53 審議結果の関連】 方針③の変更に伴うもの
3 4		イ 学生の役割/P 1 8 新たな理由等に伴う変更なし		
3 5	項目	ウ 子どもの権利等/P 1 9	ウ 子どもの権利等	【必然】方針の変更に伴うもの
3 6	方針	子どもは、将来のまちづくりの担い手として、まちづくりに参加する権利を有し、その機会を通じて、まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む権利を有するものとします。	子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる権利等を有するものとします。 ① まちづくりに参加する権利 ② まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利 ③ まちづくりにかかわり、その経験を積むこと。	【意見 63 審議結果】 安心して参加してもらうための権利で、それを支えるのが市民という考えであるため、権利を削除することはしないが、読み手にとって分かりやすくするために役割を追加するもの 注1 意見 63 修正案①「できる限り」を削除 注2 【提案】意見 63 修正案①→③とし、他を繰り上げ（考え方として権利があつて・・・）
3 7	キー	—	► 4 経験を積む（キーワード追加（新））	【意見 63 審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
3 8	解説	<p>子どもは、まちづくりの担い手としてしっかりと位置付け、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていくべきであると考えます。</p> <p>そうしたことから、その機会を保障するとともに、実際に子どもの参加を促すためにも、まちづくりに参加する権利として位置付け、子どもはその権利の行使、大人はその権利を尊重するといった関係性でまちづくりを進める必要があると考えます。</p> <p>また、人材育成にもつながるような一文をこの条例に盛り込みたいと考え、そのような内容としています。</p>	<p>子どもは、まちづくりの担い手としてしっかりと位置付け、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていくべきであると考えます。</p> <p>そうしたことから、①及び②のように、まちづくりへの参加などを権利として位置付けることにより、子どもに安心感を与えて、まちづくりへの参加を促し、大人はそれを支えるといった関係性でまちづくりを進めていく必要があると考えます。</p> <p>一方で、子どもは、まつりへの自主的な参加や子どもの声として求められる機会も増えてきており、既に担っている役割もあると考えます。従って、そのまちづくりへのかかわりを大切にし、子どもが考えて大人が気付かされるといいいまち、そして、その経験を人材育成にもつなげたいという思いを込めて、③のような内容としています。</p>	<p>【意見 63 審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの</p> <p>←【意見 7 審議結果】 反映部分はこの部分のみ</p>
3 9		エ コミュニティの役割/P 2 0	新たな理由等に伴う変更なし	
		オ 事業者の役割/P 2 2		
4 0	解説	b 『方針』②  危機管理に関係した大量の物資提供など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。	b 『方針』②  災害時における物資の確保等についての協力あつ旋など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。	【意見 71 審議結果】 物資提供に限らず、様々な内容で協定を締結しているため
4 1	項目	カ 議会等の役割/P 2 3	カ 議会の役割	【必然】主体の範囲の考え方を変更したため

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
4 2	方針	<p>カ－1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p>② 政策提案及び議案提出権行使すること。</p> <p>③ ①、②に定めるもののほか、法令等に定められている権限行使すること。</p> <p>④ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。</p> <p>カ－2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>⑤ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。</p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p> <p>カ－3 議会事務局職員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>⑦ 議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行すること。</p>	<p>カ－1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p>② ①に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。</p> <p>③ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。</p> <p>カ－2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>④ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。</p> <p>⑤ 政策の提案及び議案の提出を行うこと。</p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p> <p>カ－3 議会事務局の職員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>⑦ 議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行すること。</p>	<p>【意見 72 審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧②→新⑤ この権限は、議会の委員会及び議員ともに有する者であるが、いずれもその行使のはじまりは、議員であるため</li> <li>・新②、新⑤の表現 (権限として有しており、あとは解釈の仕方という面もあるが、)修正案の方が柔らかい表現であるため</li> </ul>
4 3	キー	<p>► 2 政策提案</p> <p>► 3 議案提出権</p> <p>► 4 説明責任</p> <p>カ－2</p> <p>► 5 まち全体の発展</p>	<p>► 2 説明責任</p> <p>カ－2</p> <p>► 3 まち全体の発展</p> <p>► 4 政策の提案及び議案の提出</p>	<p>【意見 72 審議結果の関連】</p> <p>方針の変更に伴うもの</p>

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
44	解説	<p>c 『方針』② (fへ) 執行機関だけではなく、議会も市民と密接なかかわりがあることから、政策提案や議案提出権も有していることをこの条例で明確にすることが重要であると考えます。 ○参考：地方自治法（抜粋）（略）</p> <p>d 『方針』③ (cへ) 議会は、方針①及び方針②以外にも法令等による権限を有していることから、それらをしっかりと行使し、議会独自の立場で、まちづくりに寄与することが重要であると考えます。</p> <p>e 『方針』④ (dへ) 全国的に、市民から負託を受ける議員個人の考え方、活動が見えづらいという傾向があるため、議員個人で説明責任を果たすほか、議会としても透明性を確保する必要があると考えます。 その具体的な方法は、仕組みとして「5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ説明責任」へ記載しています。</p> <p>f 『方針』⑤ (eへ) 地域の代表という側面もありますが、市全域の代表で、市全体のことを考えなければいけないという役割があるため、そのことをこの条例で明確にする必要があると考えます。 ○参考：地方自治法（抜粋）（略）</p>	<p>c 『方針』② 議会は、方針①以外にも法令等による権限を有していることから、それらを有効に活用し、議会独自の立場で、まちづくりに寄与することが重要であると考えます。</p> <p>d 『方針』③ 全国的に、市民から負託を受ける議員個人の考え方、活動が見えづらいという傾向があるため、議員個人で説明責任を果たすほか、議会としても透明性を確保する必要があると考えます。 その具体的な方法は、仕組みとして「5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ説明責任」へ記載しています。</p> <p>e 『方針』④ 地域の代表という側面もありますが、市全域の代表で、市全体のことを考えなければいけないという役割があるため、そのことをこの条例で明確にする必要があると考えます。</p> <p>f 『方針』⑤ 執行機関だけではなく、議会も市民と密接なかかわりがあることから、政策の提案や議案を提出することができるることをこの条例で明確にすることが重要であると考えます。 ○参考：地方自治法（抜粋）（略）</p>	<p>【意見72 審議結果の関連】 (移動、表現の変更ともに) 方針の変更に伴うもの</p>

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
		キ 執行機関等の役割/P 2 5		
4 5	項目	キ 執行機関等の役割	キ 執行機関の役割	【必然】主体の範囲の考え方を変更したため
4 6	方針	④ 分かり易い組織とすること。	④ 市民にとって分かりやすい組織とすること。	【意見 74 イ 審議結果】 これまでの議論の結果がより明確となるため
4 7	方針	キー 2 職員の役割は、次の・・・	キー 2 執行機関の職員の役割は、次の・・・	【必然】主体の範囲の考え方を変更したため
4 8	解説	d 『方針』④ どこの部署に行けば何ができるなど、市民の立場に立ち、分かり易くする必要があると考え、執行機関の役割として位置付けています。	d 『方針』④ 簡潔な組織名やどこの部署に行けば何ができるなど、市民の立場に立ち、分かりやすくする必要があると考え、執行機関の役割として位置付けています。	【提案】 課の分掌事務だけでなく、組織名など、あらゆるものが含まれているとを明確にするため
		4 協働の推進/P 2 7		
4 9	方針	市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みに取り組むに当たっては、その仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。	市民等、議会及び執行機関は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。	【意見 79 審議結果】 分かりやすく、簡潔なものとなるため ・等 = 【必然】主体の範囲の考え方を変更したため
		5 まちづくりの仕組み/P 2 8		
		(1) 行政運営/P 2 8		
		ア 総合計画/P 2 8		
5 0	解説	a 『方針』① 総合計画（基本構想）は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、当市の将来像を示すものであり、市長の改選等に左右されない、一貫したまちづくりを進める意味からも非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。	a 『方針』① 総合計画（基本構想）は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、本市の将来像を示すものであり、まちづくりを進める上で非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。	【意見 25 後段、80 審議結果】 総合計画の策定義務は無くなつたが、市長が誰になつても、策定すべきである、それぐらい重要なものであるということがうまく伝わるような表現にするため

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
5 1	その	a 総合計画の策定について、審議会等で検討する場合、その場に委員として議員が入ることは、一般的な流れからして気になることがある。	(削除し、その他の意見の意味を凡例だけでなく、初出部分にも記載)	【提案】 その他の意見の内容を当委員会として提案していると誤解されているため
		イ 財政運営/P 29		
5 2	方針	② 執行機関は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。 ③ 執行機関は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。	② 市長は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。 ③ 市長は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。	【意見 81 ア 審議結果】 財務に関する権限は、首長に専属するものであるため
		ウ 評価/P 31		
5 3	方針	④ 市は、特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。	④ 市は、①に規定する達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。	【提案審議結果】 外部監査に関することを評価の項目に位置付けることを明確にするため
5 4	解説	d 『方針』④ 事務事業等の進化・成長の一環として、専門家視点による監査が必要な場合にあっては、地方自治法に定める外部監査も導入して欲しいと考え、その定めの念押しの意味合いで、この条例に盛り込むべき内容としています。	d 『方針』④ 事務事業等の評価に当たり、専門家視点による監査が必要な場合にあっては、地方自治法に定める外部監査も導入して欲しいと考え、その定めの念押しの意味合いで、この条例に盛り込むべき内容としています。	【提案審議結果の関連】 同上

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
55	—	—	弘前市アクションプラン2013のP D C Aサイクルのイメージ図を追加（新）	【提案】 解説 bにおいて、P D C Aサイクルを用いていることから、その内容を分かりやすくするため
		エ 意見、要望、苦情等への応答義務/P 3 3		
56	方針	執行機関は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。	市は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。	【意見 83 審議結果】 議会においても、請願、陳情等への対応において、同様の姿勢が求められると思うため
57	解説	a 執行機関に対する意見等は、介入できないもの、実現できないものなど、様々なものが寄せられますが、その対応に当たっては、きちんと聞く姿勢、速やかな調査など、全体を通じて誠意を持った対応が求められると考えます。	a 執行機関に対する意見等は、介入できないもの、実現できないものなど、様々なものが寄せられますが、その対応に当たっては、きちんと聞く姿勢、速やかな調査など、全体を通じて誠意を持った対応が求められると考えます。 また、議会においても、請願、陳情等への対応を含め、様々な議会活動において誠意を持った対応が求められると考えます。	【意見 83 審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの
		オ 危機管理体制の確立/P 3 4		
58	方針	市は、市民の生命と財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。	① 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。 ② 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るために、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るように努めるものとします。	①【意見 86 審議結果】 地方自治法やその他法令において、「身体」も入れ込んでおり、そのとおりであるため ②【意見 87 審議結果】 自主防災組織の重要性が高まっている中で、県内の組織率が課題となっていることから、その充実につながって欲しいため
59	キー	► 1 市民の生命と財産を守る ► 2 危機管理体制の確立	► 1 市民の生命、身体及び財産を守る ► 2 危機管理体制の確立 ► 3 市民相互の連携・協力体制の充実を図る	【意見 86、87 審議結果の関連】 方針の変更及び追加に伴うもの

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
60	解説	市における災害等に備えた危機管理体制の確立は、3.11以降必要性が増しており、市民、コミュニティ、事業者等と連携するとともに、各主体においても担うべき役割があると考え、仕組みとして位置付けています。	災害等に備えた危機管理体制の確立は、東日本大震災以降必要性が増していることから、『方針』①には、市が主体となるものを仕組みとして位置付け、『方針』②には、市民が主体となるものを仕組みとして位置付けています。 なお、『方針』②の内容は、自助・共助を意識した内容であるとともに、自主防災組織の充実につながって欲しいという思いを込めた内容としています。	【意見87 審議結果の関連】 方針の追加に伴うもの ・3.11⇒東日本大震災の変更は字句の整理
		カ 市民力等の推進/P35		
61		新たな理由等に伴う変更なし		
		キ 説明責任/P36		
62		新たな理由等に伴う変更なし		
		ク 情報公開、情報提供等/P38		
63	方針	クー3 情報共有 ④ 市は、市民等と情報共有を図るため、収集した公益的な情報を広く提供する等当該情報を有効的に活用するものとします。	クー3 情報共有 ④ 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。	【提案審議結果】 市の介在を明確にするとともに、有効活用するには、市だけではないため
64	キー	►7 収集した公益的な情報	►7 市以外の者から収集した公益的な情報	【提案審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの
65	解説	d 『方針』④ 情報共有は、市民参加の大前提となるものであることから、あらかじめ市が保有する情報だけではなく、収集した情報の有効活用も重要であると考えます。	d 『方針』④ 情報共有は、市民参加の大前提となるものであることから、あらかじめ市が保有する情報だけではなく、市以外の者から収集した情報の有効活用も重要であると考えます。	【提案審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの
		ケ 個人情報保護/P40		
66		変更なし		
		コ 意見聴取手続/P41		
67		新たな理由等に伴う変更なし		

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
	サ 附属機関の運営/P 4 2			
6 8		新たな理由等に伴う変更なし		
	(2) 住民投票/P 4 3			
6 9	方針	<p>ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができるものとします。</p> <p>イ 市民及び市は、アの規定により住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならないものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>	<p>ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（ウの条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。</p> <p>イ 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>	<p>【意見 96 審議結果】</p> <p>次のような誤解を招くようなおそれがあるため</p> <p>① 方針ア ⇒ 市民が発議できない。 ∴ 市ができる=条例案の提出</p> <p>⇒ 「住民の意見」の住民がまちづくりの主体の市民と同じ範囲 ∴ 別な条例で定めることを明確に</p> <p>② 方針イ ⇒ 結果の法的拘束力 ∴ 義務的な言い回し→断定的な（+簡潔な）言い回しへ変更</p>
7 0	キー	<p>► 1 市政に関する重要事項について～住民投票を実施することができる</p> <p>► 2 市民及び市は～結果を尊重しなければならない</p>	<p>► 1 市政に関する重要事項について～住民投票に係る条例案を議会に提出することができる</p> <p>► 2 市は～結果を尊重する</p>	<p>【意見 96 審議結果の関連】</p> <p>方針の変更に伴うもの</p>

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
7 1	解説	<p>a 『方針』ア (中略) そうしたことから、この条例に盛り込まなくては住民投票を実施することはできますが、まちづくりにおいて、その主体が意思表示をするための最終手段としてとらえ、この条例に「<b>実施できる</b>」旨を明記することにより、まちづくりの仕組みの1つとして位置付ける必要があると考えます。</p> <p>b 『方針』イ 条例に基づく住民投票の結果に、法的拘束力を認めることはできないとする学説が大半である中で、いかにして住民投票の結果に意味合いを持たせるかを検討し、市民、議会及び執行機関という各主体が結果を尊重すべきであると考え、そういう趣旨を義務付ける内容としています。</p> <p>c 『方針』ウ 住民投票の実施に当たっては、執行に要する経費の面からも十分な議論を経て、その必要性をしっかりと見極めて実施すべきと考え、当委員会としては、「その都度、別に条例で定める」という表現をキーワードとし、その案件に応じ、住民投票条例を制定するという個別設置型の方法によることを提案しています。</p>	<p>a 『方針』ア (中略) そうしたことから、この条例に盛り込まなくては住民投票を実施することはできますが、まちづくりにおいて、その主体が意思表示をするための最終手段としてとらえ、この条例に「<b>住民投票に係る条例案を議会に提出することができる</b>」旨を明記することにより、まちづくりの仕組みの1つとして位置付ける必要があると考えます。</p> <p>b 『方針』イ 条例に基づく住民投票の結果に、法的拘束力を認めることはできないとする学説が大半であることから、あくまでもその結果を市が尊重するという断定的な表現としています。</p> <p>c 『方針』ウ 住民投票の実施に当たっては、制度全体に関する法務管理や執行に要する経費の面からも慎重かつ十分な議論を経て、最終的には、議会においても同様の議論がなされ、その必要性をしっかりと見極めた上で実施すべきと考え、当委員会としては、「その都度、別に条例で定める」という表現をキーワードとし、その案件に応じ、住民投票条例を制定するという個別設置型の方法によることを提案しています。</p>	<p>【意見96 審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ c 【提案】 別条例委任の理由をより詳しく記載し、誤解を招かないようにするもの)</li> </ul>
		(3) 市外の人々、国等との連携/P 4 5		
		ア 市外の人々との連携等/P 4 5		
7 2		新たな理由等に伴う変更なし		
		イ 国等との連携/P 4 6		
7 3		変更なし		

No.	箇所	旧（中間報告書）	新（最終報告書案）	変更理由等
		ウ 国際社会との交流及び連携/P 4 7		
7 4		変更なし		
	6 この条例の実効性の確保/P 4 8			
7 5	方針	ア この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、この条例に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。	ア 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、この条例に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。	【提案審議結果】 設置主体を明確にするため
7 6	方針	オ 市長は、審議会の委員の選任に当たっては、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、公募を実施しなければならないものとします。	オ 市長は、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。	【意見 99 審議結果】 全ての委員を公募とするという誤解が生じるおそれがあることから、その一部を公募によるということを明確にするため
7 7	キー	► 9 公募を実施しなければならない  (参考1) 概要版/P 5 0	► 9 委員の一部を公募により選任	【意見 99 審議結果の関連】 方針の変更に伴うもの
7 8		(略)	(略)	【必然】方針の変更に伴うもの
		(参考2) 中間報告書の主な変更点及びその理由/P 5 7		
7 9		—	追加（新）(略)	【提案】 注1 取り上げる項目 注2 変更理由
		【IV 資料】		
	1	弘前市自治基本条例市民検討委員会条例/P 6 0		
8 0		—	注釈の追加（新）	【提案】 H 2 6. 4. 1 をもって、当委員会の根拠条例が変わる可能性があるため
	2	弘前市自治基本条例市民検討委員会 委員名簿/P 6 2		
8 1		変更なし		

No.	箇所	旧(中間報告書)	新(最終報告書案)	変更理由等
	3 質問書(写)/P63			
8 2		変更なし		
	4 調査審議の経過/P64			
	(1) 会議の内容等/P64			
8 3	—	会議以外の内容を追加 中間報告後の内容を追加		【提案・必然】
	(2) 会議等の様子/P68			
8 4	—	中間報告後の内容を追加		【必然】
	5 今後のスケジュール/P70			
8 5	中間報告後のスケジュール(略)	最終報告後のスケジュール(略)		【必然】
	裏表紙			
8 6	中間報告書 平成25年7月	最終報告書 平成26年3月		【必然】